

番 号	令和6年度() 第 号	仕 様 書															
工 事・製 造 物 件 名	名張市子どもセンター建物保守管理業務委託																
場 所 又 は 品 名・数 量	名張市 百合が丘西5番町 地内																
設 計 又 は 算 定 金 額	<table border="0"> <tr> <td>1ヶ年分</td> <td>円</td> <td>内消費税及</td> <td>1ヶ年分</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>3ヶ年分</td> <td></td> <td>び地方消費</td> <td>3ヶ年分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>税</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1ヶ年分	円	内消費税及	1ヶ年分	円	3ヶ年分		び地方消費	3ヶ年分				税			調 査 令 和 6 年 1 月 日 設 計 令 和 6 年 1 月 日
1ヶ年分	円	内消費税及	1ヶ年分	円													
3ヶ年分		び地方消費	3ヶ年分														
		税															
委 託 期 間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで【長期継続契約 3年】	積 算 検 算															
概 要		施 行 理 由															
<p>子どもセンターにおける「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等関係法令に基づく建物保守管理業務を委託する。</p> <p>契約代金の支払いは3ヶ月に1回とし、契約代金請求書を受領した日から30日以内に支払う。</p> <p>※次年度以降予算の減額又は削除があった場合には、契約の変更又は解除するものとする。</p>																	

設 計 用 紙

名 張 市

内 訳 書

名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
名張市子どもセンター建物保守管理業務委託						
1. 建築物環境衛生管理者業務		式	1			
2. 空気環境測定業務		式	1			
3. 空調設備維持保守管理業務		式	1			
4. 給排水設備他管理業務		式	1			
5. 消防設備等点検	(機器点検、総合点検)	式	1			
6. 諸経費		式	1			
小 計						
消費税及び地方消費税		式	1			
計(1ヶ年分)						
合計(3ヶ年分)			3			

内 訳 書 明 細(1ヶ年分)

	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
	1. 建築物環境衛生管理者業務						
	管理業務計画策定		式	1			
	管理業務指揮監督		式	1			
	各検査結果等の評価		式	1			
	建築物環境衛生管理者選任		式	1			
	小 計						

内 訳 書 明 細 (1ヶ年分)

名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
3. 空調設備維持保守管理業務						
パッケージAC室外機 機能点検	1から5馬力 年2回	台	22			実施月:5月、11月
パッケージAC室外機 機能点検	6から10馬力 年2回	台	3			実施月:5月、11月
パッケージAC室外機 機能点検	11から20馬力 年2回	台	3			実施月:5月、11月
パッケージAC室内機 機能点検	1から5馬力 年2回	台	27			実施月:5月、11月
パッケージAC室内機 機能点検	6から10馬力 年2回	台	3			実施月:5月、11月
パッケージAC室内機 機能点検	11から20馬力 年2回	台	3			実施月:5月、11月
ルームエアコン室内外機 保守点検	年2回	台	62			実施月:5月、11月
室内機フィルター清掃	年2回	台	95			実施月:5月、11月
雑材消耗品		式	1			
フロン漏洩試験	フロン排出抑制法による					
簡易漏洩試験	7.5Kw未満35台、7.5kw以上3台	回	4			室内外機共 実施月:5月、8月、11月、2月
漏洩試験	7.5Kw以上3台有資格者による(3年に1回令和8年度に実施)	式	1			室内外機共 実施月:8月簡易点検時に上乘
小 計						

内 訳 書 明 細 (1ヶ年分)

名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
4. 給排水設備他管理業務						
(1)飲料水水質検査	11項目・16項目・12項目					
11項目		回	1			実施月:3月
16項目		回	1			実施月:6月
12項目	トリハロメタン系 夏期	回	1			実施月:9月
(2)受水槽清掃						
受水槽清掃	21m ³ 2槽式	回	1			実施月:9月頃
給水ポンプ他点検		回	1			実施月:9月頃
(3)残留塩素測定						
残留塩素測定	1回/週	回	54			予備日1日を含む
(4)簡易専用水道検査						
簡易専用水道検査	公的期間委託費含	回	2			実施月:10月、3月
(5)ねずみ、ゴキブリ防除						
棲息調査	厨房、湯沸室等(11箇所)	回	2			実施月:4~5月、10月~11月
(6)排水設備清掃						
厨房内グリストラップ清掃	70cm×40cm×40cm	回	4			実施月:5月、8月、11月、2月
建物外部排水管洗浄	φ150mm×220m φ100mm×36m	回	2			実施月:5月、11月
小 計						

内 訳 書(1ヶ年分)

	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
	別紙内訳 1						
	消防設備点検 機器点検						
A	自動火災報知設備		式	1			
B	屋内消火栓設備		式	1			
C	避難器具設備		式	1			
D	誘導灯設備		式	1			
E	消火器設備		式	1			
F	非常放送設備		式	1			
G	火災通報装置設備		式	1			
H	防火・排煙設備	建築基準法による	式	1			
	小 計						

内 訳 書(1ヶ年分)

	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
	別紙内訳 2						
	消防設備点検 総合点検						
I	自動火災報知設備		式	1			
J	屋内消火栓設備		式	1			
K	避難器具設備		式	1			
L	誘導灯設備		式	1			
M	消火器設備		式	1			
N	非常放送設備		式	1			
O	火災通報装置設備		式	1			
P	防火・排煙設備	建築基準法による	式	1			
Q	自家発電設備負荷運転		式	1			特記仕様書有
	小 計						

内 訳 明 細 書 (1ヶ年分)

	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
A	自動火災報知設備(機器点検)						
	基本料金		式	1			
	受信盤	P型1級40回線	台	2			
	表示機	40回線	台	2			
	差動式スポット型感知器		個	117			
	定温式スポット型感知器		個	25			
	煙感知器		個	29			
	発信器	P型1級	個	12			
	電鈴		個	13			
	表示灯		個	21			
	電源装置		式	1			
	小 計						

内 訳 明 細 書 (1ヶ年分)

	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
B	屋内消火栓設備(機器点検)						
	基本料金		式	1			
	加圧送水装置		台	1			
	起動装置		式	1			
	ポンプ操作盤		台	1			
	消火栓	屋内型	台	21			
	表示灯		個	21			
	起動スイッチ		個	21			
	電源装置		式	1			
	小 計						

内 訳 明 細 書 (1ヶ年分)

	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
C	避難器具設備(機器点検)						
	基本料金		式	1			
	救助袋		台	6			
	小 計						

内 訳 明 細 書 (1ヶ年分)

	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
E	消火器設備(機器点検)						
	基本料金		式	1			
	粉末ABC消火器	10型	台	24			
	小 計						

内 訳 明 細 書 (1ヶ年分)

	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
F	非常放送設備(機器点検)						
	基本料金		式	1			
	増幅器出力 101~200W		台	1			
	スピーカー回線 ~10回線		式	1			
	作動試験		式	1			
	スピーカー 101個~		個	148			
	音量調整器		個	72			
	電源装置		式	1			
	小 計						

内 訳 明 細 書 (1ヶ年分)

	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
H	防火・排煙設備	建築基準法による					
	基本料金		式	1			
	複合盤		台	1			
	煙感知器		個	21			
	ダンパー		台	1			
	垂れ壁		台	4			
	防火戸		台	13			
	シャッター 電動式		台	5			
	電源装置		式	1			
	小 計						

内 訳 明 細 書 (1ヶ年分)

	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
I	自動火災報知設備(総合点検)						
	基本料金		式	1			
	受信盤	P型1級40回線	台	2			
	表示機	40回線	台	2			
	差動式スポット型感知器		個	117			
	定温式スポット型感知器		個	25			
	煙感知器		個	29			
	発信器	P型1級	個	12			
	電鈴		個	13			
	表示灯		個	21			
	電源装置		式	1			
	配線点検		式	1			
	小 計						

内 訳 明 細 書 (1ヶ年分)

	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
J	屋内消火栓設備(総合点検)						
	基本料金		式	1			
	加圧送水装置		台	1			
	起動装置		式	1			
	ポンプ操作盤		台	1			
	消火栓	屋内型	台	21			
	表示灯		個	21			
	起動スイッチ		個	21			
	放水テスト		式	1			
	電源装置		式	1			
	配線点検		式	1			
	小 計						

内 訳 明 細 書 (1ヶ年分)

	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
K	避難器具設備(総合点検)						
	基本料金		式	1			
	救助袋		台	6			
	小 計						

内 訳 明 細 書 (1ヶ年分)

	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
M	消火器設備(総合点検)						
	基本料金		式	1			
	粉末ABC消火器	10型	台	24			
	小 計						

内 訳 明 細 書 (1ヶ年分)

	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
N	非常放送設備(総合点検)						
	基本料金		式	1			
	増幅器出力 101~200W		台	1			
	スピーカー回線 ~10回線		式	1			
	作動試験		式	1			
	スピーカー 101個~		個	148			
	音量調整器		個	72			
	電源装置		式	1			
	配線点検		式	1			
	小 計						

内 訳 明 細 書 (1ヶ年分)

	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
○	火災通報装置設備(総合点検)						
	基本料金		式	1			
	発信装置		台	1			
	手動起動用押釦		個	1			
	非常用受話器		台	3			
	電源装置		式	1			
	配線点検		式	1			
	小 計						

内 訳 明 細 書 (1ヶ年分)

	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
P	防火・排煙設備	建築基準法による					
	基本料金		式	1			
	複合盤		台	1			
	煙感知器		個	21			
	ダンパー		台	1			
	垂れ壁		台	4			
	防火戸		台	13			
	シャッター 電動式		台	5			
	電源装置		式	1			
	配線点検		式	1			
	小 計						

内 訳 明 細 書 (1ヶ年分)

	名 称	摘 要	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
Q	自家発電設備負荷運転						特記仕様書有
	疑似負荷運転基本料金	ディーゼル発電、3相200V、35Kva	式	1			
	機器運搬費		式	1			
	報告書作成費		式	1			
	燃料費	軽油	リットル	6			
	小 計						

名張市子どもセンター建物保守管理業務仕様書

この仕様書は、建物保守管理業務委託契約に基づく、建物保守管理業務の内容・基準について、必要な事項を規定するものとする。

ただし、本仕様書に規定のない事項であっても、現場の状況に応じて名張市（以下「発注者」という。）が必要と認めた作業は、委託金額の範囲内で受託者（以下「受注者」という。）が実施するものとする。

1. 業務概要

(1) 対象

三重県名張市百合が丘西5番町25番地

名張市子どもセンター（RC造5階建、延床面積4528.68㎡、複合用途）

(2) 履行期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日まで 【長期継続契約】

なお、契約締結日から令和6年3月31日までは準備期間とし、契約代金の支払いは発生しないものとする。

(3) 業務日時

原則、各業務は平日午前8時30分から午後5時15分までに完了するものとする。

ただし、業務内容によっては、当センターの利用者の利用状況に応じ、発注者の指定する日の午前若しくは午後いずれかの時間帯に実施するものとする。発注者と受注者は事前の協議の上、業務日時を決定する。

2. 業務内容等

(1) 建物保守管理業務の範囲等

本仕様書は、発注者に設置されている設備について適用する。なお、雨水排水設備については、管理対象設備の範囲に含まないものとする。

(2) 業務内容

業務の内容は、この仕様書及び関係法令の定めるところに準拠し、次の事項を実施する操作・保守業務については、保安規定及び関係法令（下記各法の規定に基づく）を遵守し、各設備の安全性を確保するとともに機能を十分発揮し、常に良好な状態を保持する。

①労働基準法（昭和22年法律第49号）

②建築基準法（昭和25年法律第201号）

③労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

④消防法（昭和23年法律第186号）

⑤水道法（昭和32年法律第177号）

⑥建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下、「ビル管理法」という。）

⑦フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下、「フロン排出抑制法」という。）

(3) 業務内容種別

業務内容の種別は次に掲げる業務とする。なお、業務の対象となる設備や器具の種類や数量等は別添内訳書詳細のとおりとする。

- ①ビル管理法の規定に基づく建築物環境衛生管理技術者業務
- ②建築物環境衛生管理基準に基づく空気環境の調整及び測定業務
 - ア 空気環境測定業務
 - イ 空調設備維持保守管理業務
- ③建築物環境衛生管理基準及び水道法に基づく給排水の管理
 - ア 給排水設備他管理業務
- ④消防法に基づく消防用設備等の機器点検及び総合点検（自家発電設備の負荷運転を含む）並びに防火対象物点検
- ⑤建築基準法に基づく建設設備等の定期点検
- ⑥フロン排出抑制法に基づく空調機の簡易点検及び定期点検

3. 一般事項

- (1) 発注者は受注者に対し、受注者が業務を行うために必要な資料（図面・台帳・仕様書等）を貸与する。
- (2) 受注者は、契約締結後直ちに、別紙年間実施予定に基づき履行期間の保守管理業務実施計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。
- (3) 受注者は、本業務における作業及び測定並びに点検を実施した際は、速やかに次の各号のいずれかの書類を作成し、発注者に提出するものとする。なお、関係官庁への提出を要するものについては、発注者の確認後速やかに提出すること。
 - ①定期点検記録・設備機器修理記録
 - ②各種測定記録
 - ③関係官庁への諸届・報告書
- (4) 受注者は、発注者より貸与された資料を・整理・保管するとともに、受注者が業務上作成する書類等や業務期間中に発注者より追加された関係図面・図書等を収集し、それらを整理保管するものとする。なお、受注者は業務完了とともに、発注者に速やかに返却するものとする。

4. 業務従事者

1 技術者の選任

受注者は、各法令の規定に基づき、次の資格を有する者を選任し、発注者に報告するとともに、仕様書により必要な都度配置勤務させるものとする。また、次の各号に掲げる者の他、その他法令による要件を満たす者を従事させる必要がある業務については、その者を当該業務に従事させるとともに、発注者の求めに応じ報告するものとする。

なお、技術者の報告にあたっては、免状の写し等、発注者が指定する書類を添付するものとする。

- (1) 建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者

(2) 消防設備士（甲種・乙種）又は消防設備点検資格者（第1種・第2種）

5. 業務分担・業務責任

(1) 業務上の義務

受注者の従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 受注者の従業員は、建物保守管理業務の履行に行うにあたっては、保安規定その他の関係法規を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって誠実にこれを行わなければならない。
- ② 受注者の従業員は、常に服装及び態度の厳正を保持しなければならない。
- ③ 受注者の従業員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。このことは、契約解除後及び契約期間満了後においても同様とする。
- ④ 受注者の従業員は、建物保守管理業務を行うにあたっては、災害予防に留意するとともに積極的に発注者の事業運営に協力しなければならない。
- ⑤ 発注者は、建物保守管理業務の遂行上、緊急の措置を要すると認めるときは、受注者に対し、所要措置をとることができる。

(2) 官公庁手続き

官公庁等への届出については、発注者の承認を得て、受注者が行うものとする。

(3) 法令上の業務

- ① 受注者が行う法令上の業務は、事前に発注者の承認を得るものとする。ただし、緊急の場合は必要な業務もしくは、緊急の措置を行い事後速やかに発注者にその事由・内容等を報告提出するものとする。
- ② 受注者は、本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

6. 引継ぎ業務

- (1) 本業務の契約期間が開始する前に、本業務を行っている者から、事前に十分な引継ぎを受けること。当該引継ぎに要する費用は受注者の負担とし、業務に必要な知見の移転が終了するまで行うものとする。
- (2) 前項の場合、担当職員立会いのもと、1～2ヶ月程度の間業務引継ぎを行うこと。引継業務も本委託内とする。引継業務には、次期業務責任者が必ず出席すること。
- (3) 本業務の契約期間が終了する際、本業務を引き継ぐ者に対し、事前に十分な引継ぎを行うこと。当該引継ぎに要する費用は受注者の負担とし、本業務を引き継ぐ者が決定次第速やかに引継ぎを開始して、業務に必要な知見の移転が終了するまで行うものとする。
- (4) 前項の場合、担当職員立会いのもと、次期受注者に対し、受託期間内に業務引継及び必要な研修等を行い、円滑な業務引継等の遂行を妨げる行為をしてはならない。
- (5) 業務引継の完了は、担当職員が判断する。引継が完了するまで、担当職員立会いのもと、現受注者及び次期受注者双方で引き続き協力すること。

7. 保険・損害賠償

設備・建築物等の火災保険・損害保険等の加入及び保険料の負担は、発注者が行う。ただし、受注者の責に帰すべき事由により、設備・建物等に損害を与えた場合、受注者は直ちにその旨

を発注者に届け出るとともに、損害を賠償しなければならない。また、受注者が第三者に損害を与えた場合も同様とする。

自家発電設備負荷運転業務に関する特記仕様書

1. 対象

名張市百合が丘西5番町25番地

名張市子どもセンターに設置の消防用自家発電設備

2. 実施期間

毎年 9月1日から年11月30日まで

原則、平日の午後1時30分から午後5時までの間に実施するものとし、発注者と協議の上日時を決定する。

3. 設置場所及び発電機概要

・屋外

・3気筒 34kW×35Kva (220V) 3相 200V 冷却方式ラジエータ

型番 ヤンマー AP35C-6S

キュービクル式 ディーゼル発電

4. 適用

本仕様書は、発注者が実施する自家用発電設備の負荷運転業務に適用する。

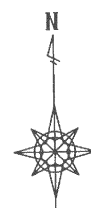
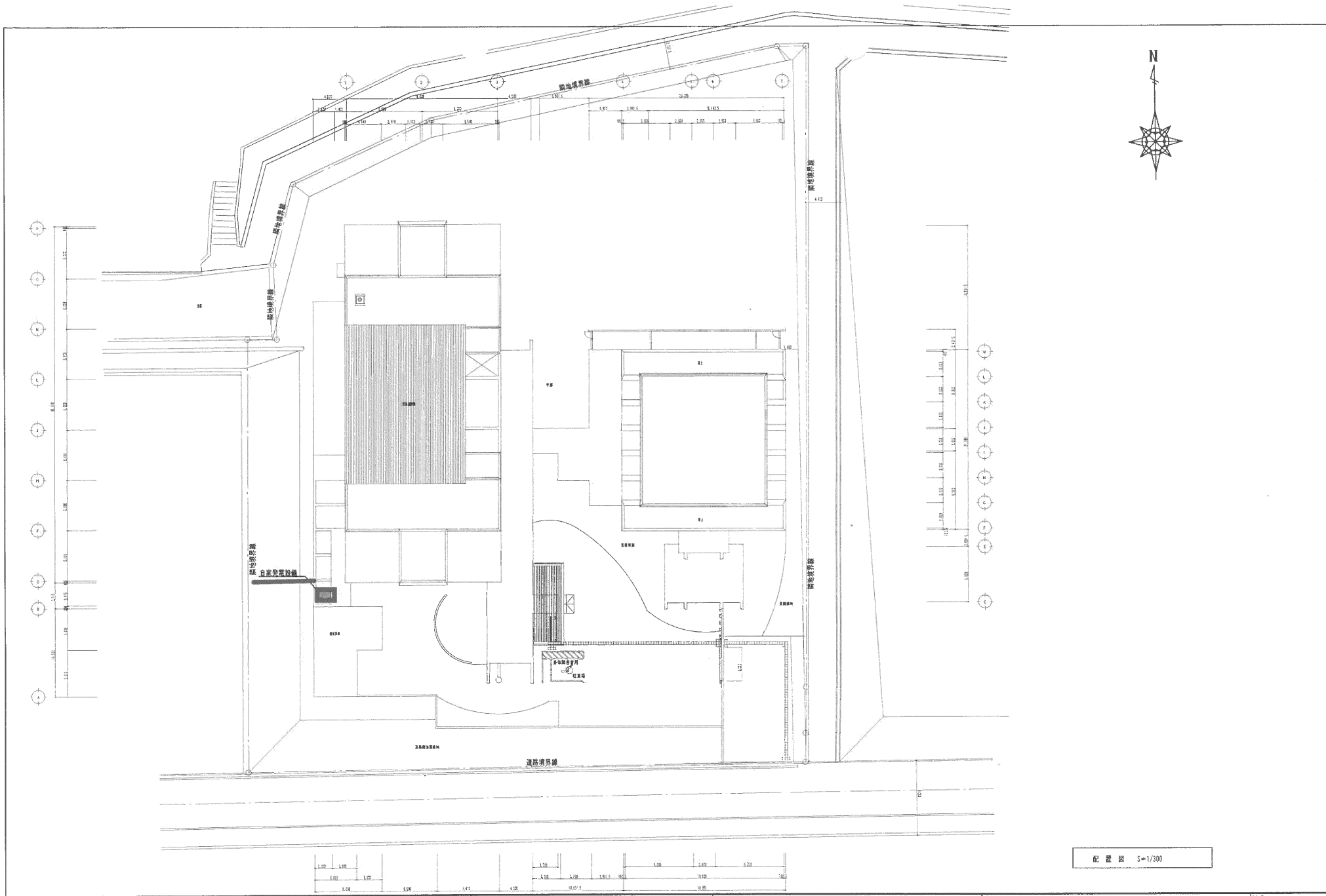
この仕様に記載なき事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（平成30年版）または消防庁関係法令・通達・仕様等に基づいて実施するものとする。

5. 点検者

本業務に従事する者は、自家用発電設備専門技術者及び電気工事作業が必要な場合は第1種電気工事士等の資格を有する者とする。また必要に応じて消防設備士や電気主任技術者等を従事させること。

6 業務内容

- (1) 「消防用設備等の点検要領（消防庁）」等に記載されている自家発電設備運転試験項目の一つである「負荷運転」を実施する。
- (2) 原則として、疑似負荷装置等による負荷運転試験とし、定格回転速度及び定格出力の30%以上の負荷で必要な時間連続運転を行い確認すること。また、その他発注者が指定する項目がある場合はその内容を実施すること。
(試験負荷は、試験条件によって変更が認められる場合があるため、その都度協議を行うこと。)
- (3) 疑似負荷装置の設置については、容量、設置場所、仮設給排水方法、仮設ケーブル敷設、危険標識設置、監視員の配置について、電気主任技術者、防火管理者その他関係者と十分打合せを行って実施すること。
- (4) 負荷試験の終了後は、スイッチ、ハンドル、弁等の位置が自動始動運転待機状態になっていることを確認すること。また燃料は満タン補修すること。
- (5) 点検結果は、消防法で定められている点検・報告様式等を用いて作成し提出すること。
また、必要に応じて発注者から指示された報告書類を添付すること。



配置図 S=1/300

特記事項	工番	SHEET NAME 配置図	NO.
	TITLE	SCALE S=1:300 (A2)	